

★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★

くらナビ通信 VOL. 169

★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★

あなたの消費者力は？ちょっとテスト

発行：2025年5月1日

★各種 お申し込み・問い合わせ先：

公益社団法人 ふくい・くらしの研究所



Tel. 0776-52-0626

HP <http://www.kuranavi.jp>

消費者トラブルの対策に役立つ情報や、日常生活に関わりの深いテーマをコンパクトにまとめた、国民生活センター発行の【くらしの豆知識】からのミニテストです。（答えは左下部に）



- ① ネットの閲覧履歴や年齢、性別、年齢、居住地域などの情報から、消費者の興味や関心を推測して配信されるネット広告を何と言いますか
- ② 検索した言葉に関連した広告を、検索結果の上部に表示させる仕組みを何と言いますか
- ③ 利用者同士が交流できるネット上の仮想空間やサービス全般を何と言いますか（カタカナ5字）。
- ④ コンピュータやネットワークに対して不正な動作を行う悪意のあるソフトウェアの総称を何と言いますか（カタカナ5字）



6月の「男の料理」

香りで活きる料理

- 6/19(木) ハーツ学園 さくらルーム
- 6/21(土) ハーツ羽水 組合員集会室

季節の野菜やハーブ、果物、スパイスを使った料理を取り上げます。肉料理や、サラダ、デザートなど、いつものメニューや食材の魅力がさらに活きます。さわやかな香りで、蒸し暑い季節もすっきり乗り切れそうですね。



講師：出倉弘子氏

参加費：1800円（くらナビ会員 1500円）*税込

時間：10：00～13：00

★持ち物 エプロン・ハンドタオル

㊦㊧㊨㊩㊪
㊫㊬㊭㊮㊯
㊰㊱㊲㊳㊴㊵
㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼
㊽㊾㊿

福井県消費生活センター メールマガジンより



エステの契約 ～有償期間・回数を確認～



「1年前に交流サイト（SNS）の広告を見て店舗に行き、全身脱毛エステの12回コースの契約をした。2カ月に1回通うよう勧められ7回施術をしたが、仕事が忙しくなり通えなくなった。中途解約を申し出て、施術していない分の返金を求めたが、契約から1年経過しているので返金できないと言われた。契約書に契約期間が1年と記載されていたが、勧められたペースでは全ての施術を1年以内に終わることはできず、事前に説明もなく納得できない」との相談がありました。長期間にわたるコースは、契約上「有償での施術期間・回数」と「無償での施術期間・回数」とに分かれていることが多く、法律上の中途解約精算ルールは「有償での施術期間・回数」が対象となっています。

今回の相談者の場合、センターが業者に、契約期間を過ぎるような施術予定を勧めていることや、事前説明がなかったことについて指摘し交渉したところ、未施術分の料金を返金してもらうことができました。

契約時には、必ず有償期間・回数を書面で確認し、中途解約ができる期間を確認しましょう。また、利用するたびに支払うコースなども検討しましょう。

《朝日新聞 令和7年3月25日掲載》